

認知症介護基礎研修に関するよくある質問

資格要件・人員基準について

- ① 受講義務付けの対象となるサービスを教えてください。
 - 訪問系サービス（訪問入浴介護は除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービスです。
- ② 保持している資格が、医療・福祉関係の資格であるかどうか不明です。
 - 記載の資格は、あくまで一例ですので、判断に迷われる場合は、お問い合わせください。
- ③ 「社会福祉主事(任用資格)」の資格は、義務付けの対象外となりますか？
 - 義務付けの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
- ④ 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、義務付けの対象外となりますか？
 - 養成施設については、卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び本市が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外としています。
なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により卒業が証明できれば、対象外としています。
- ⑤ 既に医療・福祉関係の資格を持っていますが、認知症介護研修を受講しても大丈夫ですか？
 - 問題ありません。既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方でもご受講いただけます。
- ⑥ 外国人介護職員についても、受講が義務付けられますか？
 - E P A介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務付けの対象です。

研修申込・eラーニングシステムについて

- ① 事業所コードを発行しようとしたところ、「介護保険事業所番号が広島市の対象事業所リストに存在しません。」と表示されます。
 - eラーニングシステムに事業所が登録されていない可能性がありますので、地域包括ケア推進課（082-504-2648）までお問い合わせください。
- ② 事業所コードを忘れた。
 - eラーニングシステムトップページに表示される「お困りの場合はこちら」から、該当のページを御確認ください。